

Zenken通信 (vol. 51)

▽ 今回のお届け情報

Title: 福井県「最低制限価格等を引上げ」

Outline

添付資料P1~2

○福井県は、地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、低入札による品質低下や下請業者への防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、最低制限価格の算定式等を新中央公契連モデルに準拠して見直した。

〔見直し内容〕

1. 最低制限価格制度の見直し（予定価格2億円以下が対象）

- ①設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
- ②算定式
 - ・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 低入札価格調査制度の見直し（予定価格2億円超が対象）

（1）調査基準価格

最低制限価格制度の見直しに同じ

（2）失格基準価格

- ・直接工事費 $\times 0.75 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・共通仮設費 $\times 0.70 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし
- ※上記項目の合計額を下回った場合は失格

（3）失格判断基準

- ・直接工事費 $\times 0.75 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・共通仮設費 $\times 0.70 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし
- ※上記のうち、いずれかの項目を下回った場合は失格

《福井県建設業連合会提供》

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格制度・低入札価格調査制度の改正について

1 改正の趣旨

地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せの防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、新しい中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格制度および低入札価格調査制度を改正し、7月21日から適用します。

2 改正の内容

(1) 最低制限価格制度（予定価格が2億円以下の工事が対象）

ア 最低制限価格の設定方法

《改正前》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費×0.95 ・ 共通仮設費×0.90 ・ <u>現場管理費×0.60</u> ・ 一般管理費×0.30	} 合計額 ×1.05
【設定範囲】	
予定価格の <u>2/3</u> ~ <u>8.5/10</u> の範囲内	



《改正後》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費×0.95	} 合計額 ×1.05
・ 共通仮設費×0.90	
・ <u>現場管理費×0.70</u>	
・ 一般管理費×0.30	
【設定範囲】	
予定価格の <u>7/10</u> ～ <u>9/10</u> の範囲内	

(2) 低入札価格調査制度（予定価格が2億円超の工事が対象）

ア 調査基準価格の設定方法（調査基準価格を下回った場合は低入札価格調査を実施）

《改正前》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費×0.95	} 合計額 ×1.05
・ 共通仮設費×0.90	
・ <u>現場管理費×0.60</u>	
・ 一般管理費×0.30	
【設定範囲】	
予定価格の <u>2/3</u> ～ <u>8.5/10</u> の範囲内	



《改正後》

【基準額の算定式】	
・ 直接工事費 $\times 0.95$ ・ 共通仮設費 $\times 0.90$ ・ <u>現場管理費 $\times 0.70$</u> ・ 一般管理費 $\times 0.30$	合計額 $\times 1.05$
【設定範囲】	
予定価格の <u>$7/10 \sim 9/10$</u> の範囲内	

イ 失格基準価格の設定方法（失格基準価格を下回った場合は失格）

《改正前》

【算定式】	
・ 直接工事費×0.75	合計額 ×1.05
・ 共通仮設費×0.70	
・ <u>現場管理費×0.60</u>	
・ 一般管理費×0.30	



《改正後》

【算定式】	
・ 直接工事費×0.75	合計額 ×1.05
・ 共通仮設費×0.70	
・ <u>現場管理費×0.70</u>	
・ 一般管理費×0.30	

※この改正に併せ、失格判断基準（低入札価格調査で失格か否かを判断する場合に用いる基準）の一部も次のとおり改正

《改正前》

・ 直接工事費×0.75
・ 共通仮設費×0.70
・ <u>現場管理費×0.60</u>
・ 一般管理費×0.30
上記のうちいずれかを 下回った場合は失格



《改正後》

・ 直接工事費×0.75
・ 共通仮設費×0.70
・ <u>現場管理費×0.70</u>
・ 一般管理費×0.30
上記のうちいずれかを 下回った場合は失格

3 適用日

平成21年7月21日以降に入札公告を行う工事から適用

（※ 新制度による落札者決定は8月以降）